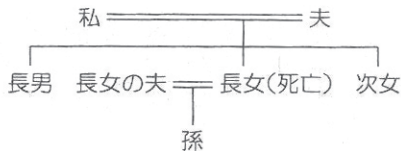


相続の税務 Q&A

▶3◀ ランドマーク税理士法人監修

相続人の順位

Q 私の夫が亡くなり相続税の申告が必要です。下記の図の場合、相続人はどうなりますか。



定められた順序に従い 相続割合が決められる

A あなたと長男・次女・孫が相続人になります。それぞれの法定相続分はあなたが1/2、長男、次女、孫がそれぞれ1/6です。

＜相続順位と法定相続分＞

順位	法定相続人と法定相続分	
第1順位	子供(直系卑属) 1/2	配偶者 1/2
第2順位	親(直系尊属) 1/3	配偶者 2/3
第3順位	兄弟姉妹 1/4	配偶者 3/4

【解説】民法では相続人の範囲を、被相続人からみた次の人と定めています。

・配偶者：夫または妻（先妻、先夫、内縁者は相続人にはなれません）は常に相続人です。

・子供：子供が先に死亡している場合には、子供の子供である孫（直系卑属）が相続人です。また養子も相続人になります。税法上、相続税の総額を計算する上では、養子は実子がいる場合には1人まで、いない場合には2人までと定められています（定められた人数以上の養子がいる場合でも相続はできません）。民法上は、養子が何人いても差し支えありません。

・親：被相続人に子がいない場合、親が相続人です。その親も死亡している場合は、親の親である祖父母（直系尊属）が相続人になります。

・兄弟姉妹：被相続人に子、親共にいない場合には、兄弟姉妹が相続人です。さらに兄弟姉妹が先に死亡している場合には、その兄弟姉妹の子が相続人です。

上記のとおり一定の順序に従って相続人となる人と相続権を主張できる割合が定められています。